

(資料1)

〈第4回議会改革実行委員会協議結果の概要〉 平成26年8月18日(月)

議 題： 委員会のインターネット中継について

※ 市側の意向を確認するには、議会側での統一された見解を具体的に示す必要がある。

(協議事項と合意状況)

1点目(全会一致)

○予算書・決算書の説明の省略について ⇒ **案3** 所管部分の確認とポイントのみ
(充実、縮小、廃止事業や変化のあったところのみ)

2点目(日本共産党の回答待ち：その他の会派は合意)

○委員外議員の発言の制限 ⇒ **案4**委員を出している会派の委員外議員の発言を禁止する。
+委員を出していない会派と会派に属さない委員外議員の発言を1議案につき1回までとする。ただし、予算・決算については3回までとする。
(来年度の委員会中継が前提：ネット・みらい)

3点目(全会一致)

○その他の取り組み ⇒ 各常任委員会の終了時間は午後5時か6時とし、委員長が進行管理する。ただし、例外もあり得る。
※例外：審議時間の延長、終了時間前の閉会

(協議事項2点目と今後のうごきについて)

- ※ 日本共産党からの協議事項2点目の回答は委員長が次回の委員会において報告する。
- ※ 協議事項2点目は日本共産党からの回答が報告され、合意であれば、全会一致となり、事務局は議会の意思統一ができたとして、市側に決定事項を示して速やかに回答を得られるよう折衝の場をもつ。市側からの意向が示されたときは速やかに委員に知らせる。